

地 方 稅 關 係 資 料

（ 地 方 法 人 課 稅 等 關 係 ）

目 次

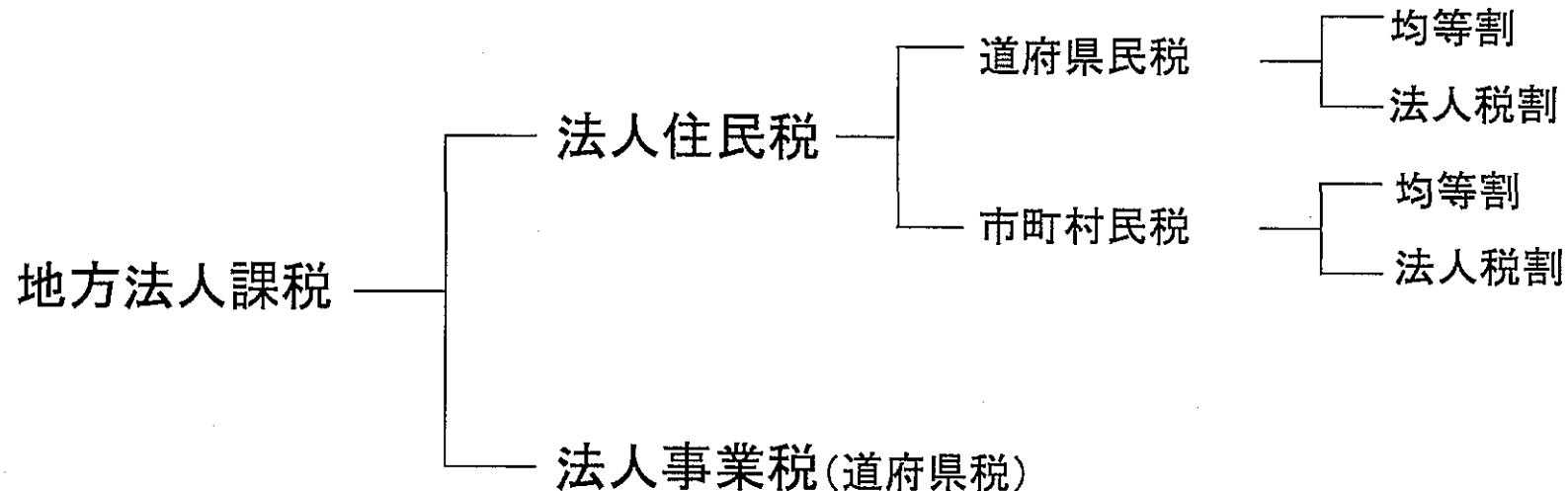
・ 地方法人課税の概要	1
・ 地方法人課税の税収の推移	2
・ 地方法人課税の税率の推移	3
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較（未定稿）	4
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳	5
・ 地方税の主な非課税等特別措置に関する答申等	6
・ 平成15年度税制改正における減税（地方税）	7
・ 不動産取得税の概要	8
・ 不動産取得税の特例税率について	9
・ IT投資促進税制・研究開発税制（平成15年度改正）	10

地方法人課税の概要

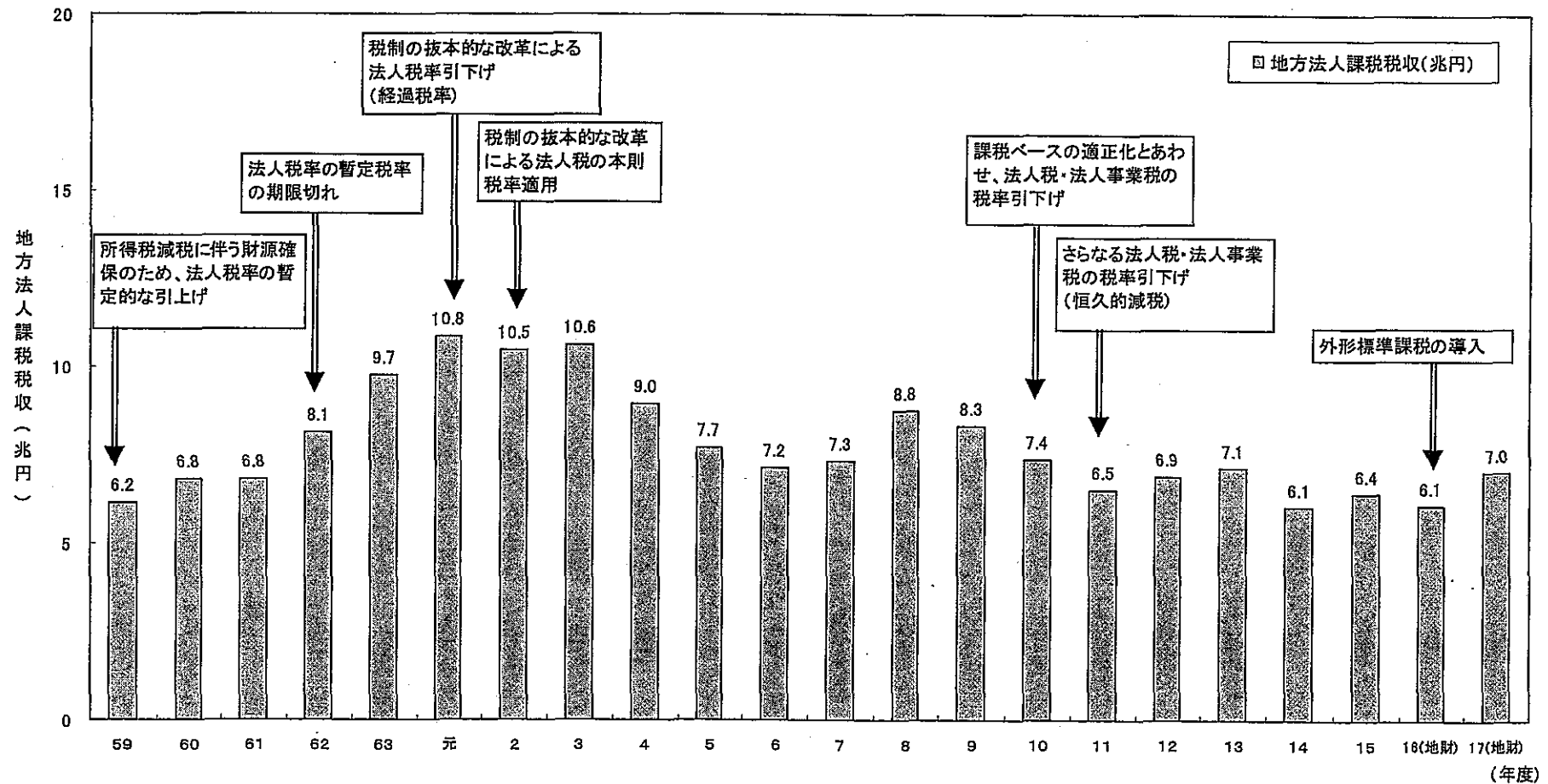
- 地方法人課税には、法人住民税と法人事業税がある。

(注) この二税を「法人二税」とも呼ぶ。

- 地方法人課税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

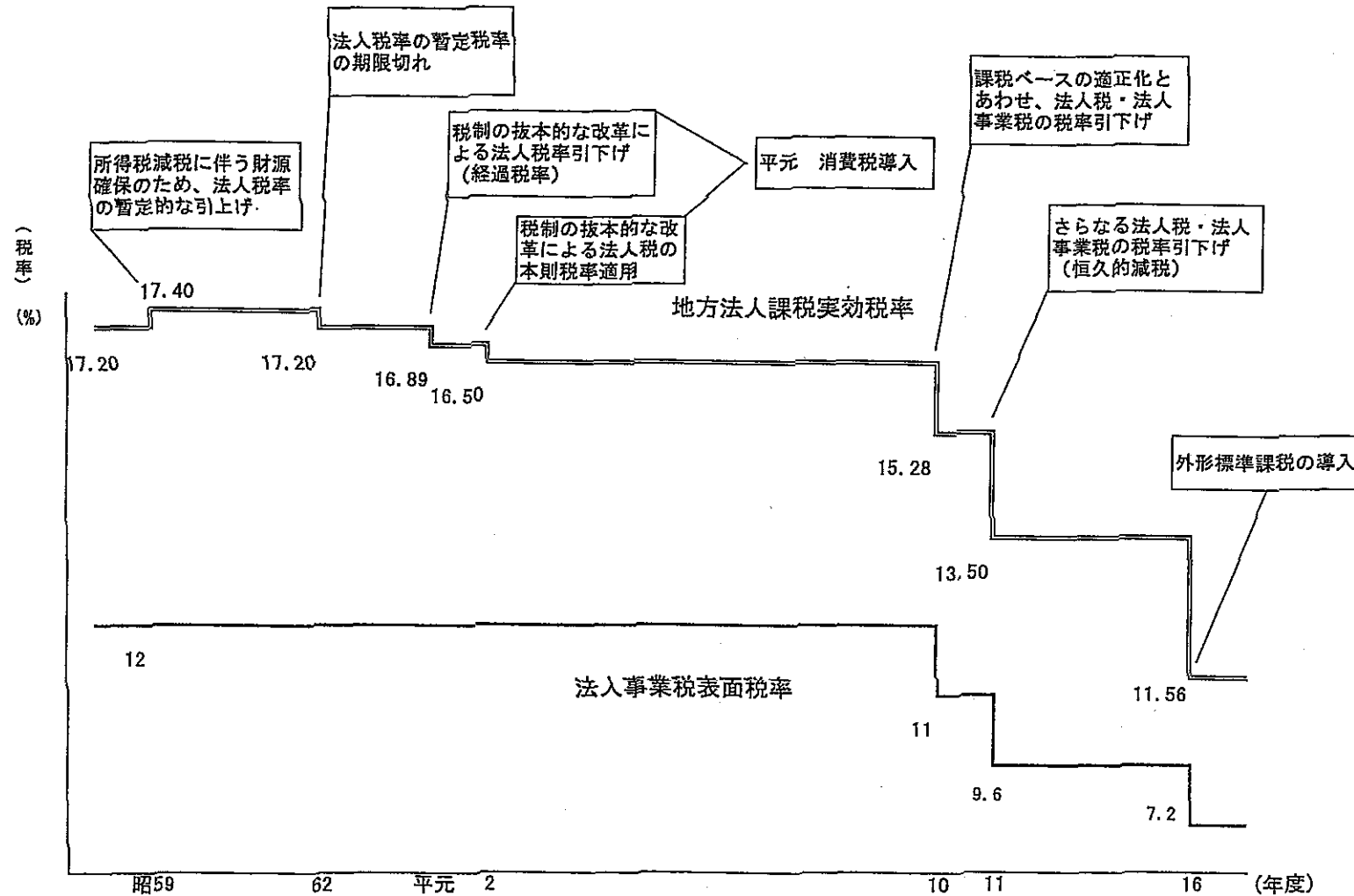


地方法人課税の税収の推移



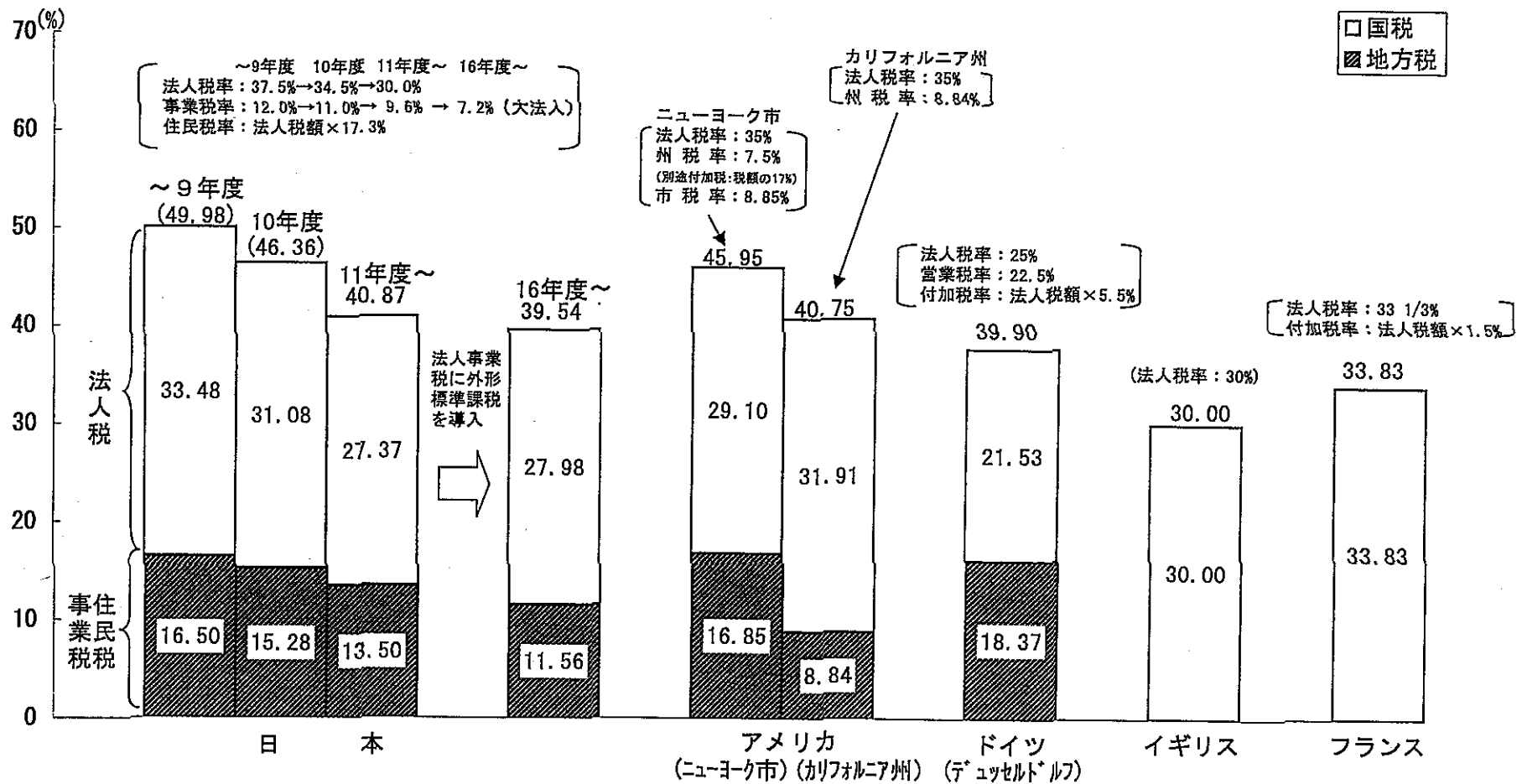
(注)15年度までは決算額、16年度及び17年度は地方財政計画額である。
地方法人課税とは、法人住民税及び法人事業税である。

地方法人課税の税率の推移



- (注) 1. 本表における地方法人課税とは、法人住民税法人税割（道府県分＋市町村分）と法人事業税である。
 2. 税率は地方税法に定める標準税率に基づくものであり、実効税率は、小数点第2位以下を四捨五入した数値である。
 なお、実効税率の算定に当たっては、平成元年まで行われていた法人税の配当軽減税率は加味していない。
 3. 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率（昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%）は所得ではなく、法人税額に対するものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較（未定稿）



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、外形標準課税導入後の実効税率 (39.54%) は、資本金1億円超の法人の実効税率である。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市 (州法人税 (付加税含む)、市法人税)、カリフォルニア州 (州法人税) の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの「地方税」は、デュッセルドルフの例である。ドイツの実効税率は、付加税 (法人税額の5.5%) を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税 (50:50) であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税 (法人税額の1.5%) を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税 (地方税) が課税される。
5. 諸外国については、2005年7月現在の税制に基づく。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成17年度ベース）

（単位：億円）

個人住民税 1,940		法人住民税 1,880		事業税 2,430			固定資産税 2,940		
生命保険料 ・損害保険 料控除	その他	IT投資 促進税制	その他	社会保険 診療報酬 の非課税 措置	IT投資 促進税制	その他	新築住宅等 に対する減 額措置	一般電業 ガス事業 に係る特例	その他
890	1,050	870	1,010	1,040	560	830	1,530	380	1,030

- （注） 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
3 交際費課税の特例による増収分1,510億円は、含まれない。
4 数値は、十億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

地方税の主な非課税等特別措置に関する答申等

個人所得課税に関する論点整理(抄) (平成17年6月 政府税制調査会 基礎問題小委員会)

5. 個人住民税

(1) 所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

平成17年度の税制改正に関する答申(抄) (平成16年11月 政府税制調査会)

4. 法人課税

(2) 法人事業税

また、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきである。

平成15年度税制改正における減税(地方税)

3年間の時限措置(平成17年度末まで)

○ 不動産取得税の税率の引下げ

4%(住宅・住宅用地以外) → 3%

(注)住宅・住宅用地については、従前から3%

○ IT投資促進税制・研究開発税制(法人事業税・法人住民税)

課税停止又は廃止

○ 特別土地保有税の課税停止

○ 新增設に係る事業所税の廃止

不動産取得税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	当該不動産所在の都道府県
2. 納税義務者	不動産の取得者
3. 課税方式	<課税客体> 不動産の取得 <徴収方法> 普通徴収の方法による
4. 課税標準	取得した時における不動産の価格 ・固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録された不動産：当該価格により決定 ・固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産：固定資産評価基準によって決定
5. 税 率	標準税率 3%（本則4%） ※平成15年度税制改正で3%に引下げ（H15.4.1～H18.3.31の3年間）
6. 主な課税標準 及び税額の特例	<住宅・住宅用地の特例> 課税標準及び税額の特例により、都市部の平均的な一戸建住宅及び住宅用地については実質的に非課税。 住 宅 ・課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円まで控除 住宅用地 ・税額の減額措置（新築・中古とも） 150万円又は床面積の2倍の面積（200㎡限度）に相当する土地の価格のいずれか 大きい額に税率を乗じて得た額を減額 <住宅用地・商業地等の特例> ・住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮 税額 = 固定資産税評価額 (地価公示×70%) × 1/2 × 税率 (H17.12.31まで)
7. 税 収 (平成15年度決算額)	4,805億円

不動産取得税の特例税率について

- 平成17年度末までの時限措置として、店舗、事務所、商業地等に係る税率について、本則4%であったものを3%に引き下げているもの。
- 平成15年度税制改正において、景気対策として実施された減税の一環として、3年間に限った措置として講じられたもの。

区分	税率	
	H15改正前	H15改正後
住宅・住宅用地	3% ^(※)	3% (H15.4.1～H18.3.31)
店舗、事務所、 商業地等	4%	

(※) 住宅・住宅用地については本則4%のところ、特例により3%としていたもの。

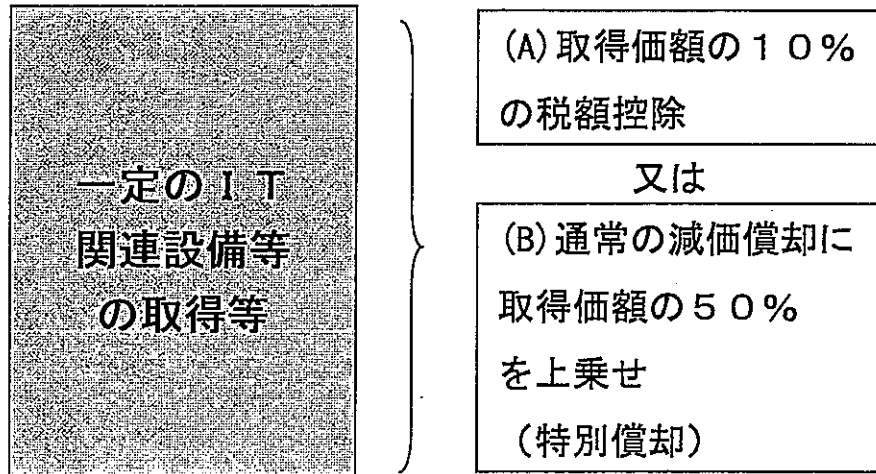
(住宅用地については、税額の4分の1を減額する特例措置により実質3%としていた。)

(注) 上記特例税率による17年度減収見込額(地財ベース)は、△1,031億円(17年度不動産取得税収は4,473億円)である。

IT投資促進税制・研究開発税制(平成15年度改正)

IT投資促進税制

【制度の概要(国税)】



平成15年1月1日から平成18年3月31日までの
時限措置

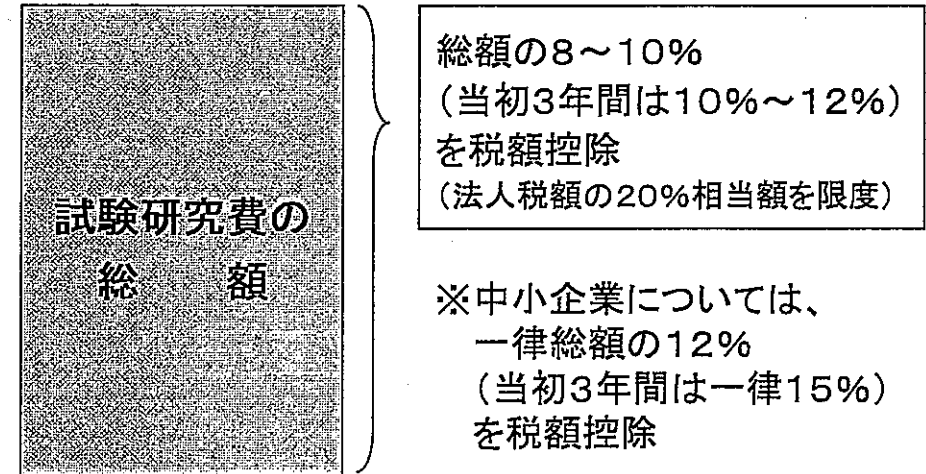
【地方税の減収額】

H17減収見込額:1,429億円
(うち法人住民税868億円、事業税561億円)

- (A)→法人住民税に適用
(事業税は税額控除を有しない)
- (B)→法人住民税・事業税に適用

試験研究費の総額に係る税額控除制度

【制度の概要(国税)】



2%(中小企業は3%)の上乗せ部分のみ
3年間の時限措置

【地方税の減収額】

H17減収見込額:34億円(法人住民税のみ)

- 法人住民税において、中小企業のみ適用し、
それ以外は全て遮断。
(事業税は税額控除を有しない)